

新宿区日常生活用具等給付等事業実施要綱

平成 19 年 2 月 2 日 18 新福障経第 1886 号福祉部長決定

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 日常生活用具の給付 (第 7 条—第 18 条)
- 第 3 章 住宅設備改善費 (第 19 条—第 25 条)
- 第 4 章 点字図書等の給付 (第 26 条—第 39 条)
- 第 5 章 福祉電話の貸与 (第 40 条—第 46 条)
- 第 6 章 雑則 (第 47 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年規則第 60 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 号第 7 項に規定する日常生活用具等給付等事業の実施に伴う必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(日常生活用具等の対象等)

第 3 条 日常生活用具等（以下「用具等」という。）は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活の便宜を図るもので、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- (3) 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

2 給付又は貸与の対象となる用具等は、次の種目に分類されるものとする。

- (1) 介護・訓練支援用具
- (2) 自立支援用具
- (3) 在宅療養等支援用具
- (4) 情報・意思疎通支援用具
- (5) 排泄管理支援用具
- (6) 住宅設備改善費

(給付及び貸与台帳の整備)

第4条 区長は、用具等(第4章で規定する点字図書を除く。)の給付及び貸与の状況を明確にするため日常生活用具及び住宅設備改善費給付・貸与台帳(第1号様式)を整備しておかなければならない。

(業者の選定)

第5条 業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できるような経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等十分勘案の上決定しなければならない。

(視覚障害者用ワードプロセッサの取扱い)

第6条 日常生活用具のうち、第3条第2項第4号に分類される視覚障害者用ワードプロセッサの共同利用の取り扱いについては、区長が別に定めるものとする。

第2章 日常生活用具の給付

(日常生活用具)

第7条 日常生活用具(以下「用具」という。)は、第3条第2項第1号から第5号までに該当する用具で別表第1-1、1-2に掲げる品目とする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具は、前回の給付を行った日より別表第1-1、1-2の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は給付の対象外とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該期間を経過する前に、同一の用具を再交付することができる。

- (1) 機器の修理不能等により用具の使用が困難となった場合
- (2) 機器の修理よりも再交付の方がより合理的及び経済的効果が認められる場合
- (3) 同一の機器が、操作機能の改善等を伴い、新たな機器の方が障害者の用具の使用効果が向上する場合
- (4) 既に給付を受けた用具を紛失した場合

3 用具の給付は、一世帯当たり同一種目一件とする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(対象者)

第8条 用具の給付の対象者は、区内に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及び障害児で、別表第1-1、1-2の「対象者」欄に掲げる者とする。ただし、下記に掲げる者を除く。

- (1) 現に障害者支援施設、障害児入所施設、救護施設、老人ホーム等(通所施設を除く)に入所中の者及び入院中の者。ただし、用具の給付等により退所又は退院が可能となる者又は短期間の入院中の者は、この限りでない。
- (2) 重複障害者で、その障害程度が別表の「対象者」欄に定める障害程度以外の者
- (3) 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者

から用具の設置につき承諾を得られないもの

(4) 同種の補装具・用具を現に所有している者

2 前項の規定に関わらず下記の品目の給付の対象者については、前項第 1 号の規定を適用しない。

(1) 歩行補助つえ (2) 頭部保護帽 (3) 点字器 (4) 人工咽頭

(5) 収尿器 (6) ストマ用装具

3 第 1 項の規定に関わらず、同項に規定する対象者と障害の程度等が同等であると区長が認めた者については、なお同項の対象者とすることができる。

(給付の額)

第 9 条 規則第 36 条第 1 項に規定する区長が別に定める額は、別表第 1-1、1-2 の「基準額」欄に掲げる額を上限とする。

2 用具の給付と受けようとする当該用具の額が、前項の基準額を超える場合は、当該用具の額と基準額との差額を当該申請者が負担するものとする。

(給付の申請)

第 10 条 前条に規定する対象者で、用具の給付を受けようとするときは、区長に対して、申請に係る用具を供給する業者が作成する見積書その他の書類を添付して、日常生活用具・設備改善費・福祉電話申請書（第 2 号様式。以下「給付・貸与申請書」という。）を提出するものとする。

2 前項の場合において、同時に複数の用具の申請をすることができる。

(支給決定の通知書等)

第 11 条 区長は、前条の申請を審査し、用具の給付を行う旨の決定を行ったときは、当該決定を受けた障害者（以下「給付決定障害者等」という。）に日常生活用具及び住宅設備改善費給付決定通知書（第 3 号様式。以下「給付決定通知書」という。）及び日常生活用具及び設備改善費給付券（第 4 号様式。以下「給付券」という。）を交付する。

2 区長は、用具の給付をしない旨の決定を行ったときは、当該申請者に日常生活用具等支給申請却下通知書（第 5 号様式）を交付する。

(給付決定の辞退)

第 12 条 給付決定障害者等は、給付決定を受けた用具の給付を辞退するときは、速やかに区長に対して、給付券を添えて日常生活用具給付辞退届（第 6 号様式）により届けるものとする。

(給付券の再交付)

第 13 条 給付決定障害者等は、給付券を破り、汚し又は失った場合は、当該支給決定障害者等が、区長に対して、日常生活用具及び設備改善費給付券再交付申請書（第 7 号様式）により再交付の申請を行うものとする。

2 給付券を破り、汚した場合は、前項の申請書に、その給付券を添付しなければならない。

3 給付券の再交付を受けた後、失った給付券を発見したときは、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

(支給決定の取消し)

第14条 区長は、次に掲げる場合には、当該給付決定を取消することができる。

- (1) 給付決定に係る障害者等が、用具の給付を受ける必要がなくなったと認めるとき、
- (2) 給付決定障害者等が、用具の給付を受ける前に、区外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 第7条の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

2 区長は、前項の規定により給付決定の取消しを行った場合は、当該給付決定の取消しに係る給付決定障害者等に日常生活用具及び設備改善費給付決定取消通知書（第8号様式）を交付し、給付券の返還を求めるものとする。

(用具の給付等)

第15条 区長は、給付決定を行った当該用具の給付等を行う場合は、用具の製作若しくは販売を行う者（以下「業者」という。）に委託して行う。

2 区長は、第11条第1項の規定による給付決定に基づき、業者に日常生活用具及び設備改善費給付委託通知書（第9号様式）を送付する。

3 業者は、前項の通知書に基づき、当該給付決定を受けた用具を、給付決定障害者等に引き渡すものとする。

(用具費の請求等)

第16条 業者から用具の引渡しを受けた給付決定障害者等は、当該給付券に受領印を押印の上、当該業者に引き渡し、当該給付券に記載されている「申請者又はその扶養義務者が支払うべき金額」を支払わなければならない。

2 業者は、前項の給付券を添えて、日常生活用具及び設備改善費給付委託通知書に記載された公費負担金額を区長に請求するものとする。

(用具費の支給)

第17条 区長は、前条による請求があった場合は、当該請求を審査し、速やかに支払うものとする。

(用具の管理)

第18条 給付を受けた用具の管理については、次の各号のとおりとする。

- (1) 区長は、用具の給付を受けた給付決定障害者等に対し、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- (2) 用具の給付を受けた給付決定障害者等は、用具の使用には最善の注意を払い、維持管理しなければならないこと。
- (3) 区長は、給付決定障害者等が、前号による注意を怠って給付された用具を破損した場合には、再給付を留保することができる。

- (4) 区長は、用具の給付を受けた給付決定障害者等が、第1号に違反した場合には、当該障害者及びその扶養義務者に対して改善命令を行うこと。
- (5) 区長は、用具の給付を受けた給付決定障害者等が、前号の命令に従わない場合には、当該用具の返還を求め、又は当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

第3章 住宅設備改善費の給付

(住宅設備改善費)

第19条 住宅改善費は、第3条第2項第6号に該当する費用で別表第2に掲げる品目を次条に規定する対象者の住宅に設置する費用又は住宅を改善する費用とする。

2 住宅改善費は、既に同一の住宅で、同一の品目の給付を受けている場合は給付の対象外とする。ただし、過去に別表第2に掲げる屋内移動設備の給付を受けた者が、区外に転出し、再度区内に転入する場合において、過去に給付した屋内移動設備を転入先住宅に設置する場合は、転入前住宅の撤去費用及び転入先住宅の設置費用を基準額の範囲内で給付する。

3 当該住宅の改善が、住宅の新築工事と同時に行われる場合は、給付の対象外とする。ただし、別表第2に掲げる屋内移動設備及び階段昇降機は、住宅の新築工事と同時に行われる場合においても給付の対象とする。

(対象者)

第20条 住宅設備改善費の給付の対象者は、区内に居住する身体障害者、知的障害者及び障害児で、別表第2の「対象者」欄に掲げる者とする。

2 前項の規定に関わらず、同項に規定する対象者と障害の程度等が同等であると区長が認めた者については、なお同項の対象者とすることができる。

(給付の額)

第21条 規則第36条第1項に規定する区長が別に定める額は、別表第2の「基準額」欄に掲げる額を上限とする。

2 住宅設備改善費の給付と受けようとする当該住宅設備改善に要する額が、前項の基準額を超える場合は、当該住宅設備改善に要する額と基準額との差額を当該申請者が負担するものとする。

(給付の申請)

第22条 第19条に該当する者で、住宅設備改善費の給付を受けようとする者は、給付・貸与申請書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 工事計画書
- (2) 工事見積書
- (3) 自己所有住宅以外の者にあつては、当該家屋所有者の住宅改善に係る承諾書及び当

該家屋の賃貸契約書の写し

(規定の準用)

第 23 条 第 9 条から第 14 条までを、住宅設備改善費に準用する。この場合において、用具の給付を住宅設備改善費の給付に、用具を住宅設備改善に読替えるものとする。

(工事完了届)

第 24 条 給付決定障害者等は、給付決定通知書に基づき当該工事を完了したときには、工事完了後 2 週間以内に区長に住宅設備改善工事完了届（第 10 号様式）を提出するものとする。

(住宅設備の管理)

第 25 条 住宅設備改善費を受けた住宅設備の管理については、次の各号のとおりとする。

- (1) 住宅設備改善費を受けた給付決定障害者等は、当該住宅設備改善費の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- (2) 住宅設備改善費を受けた給付決定障害者等は、住宅設備の使用には最善の注意を払い、維持管理しなければならないこと。
- (3) 区長は、住宅設備改善費の給付を受けた給付決定障害者等が、第 1 号に違反した場合には、当該障害者及びその扶養義務者に対して改善命令を行うこと。
- (4) 区長は、住宅設備改善費の給付を受けた給付決定障害者等が、前号の命令に従わない場合には、住宅設備改善費の全部を返還させることができるものとする。

第 4 章 点字図書の給付

(点字図書)

第 26 条 点字図書は、第 3 条第 2 項第 4 号に規定される情報・意思疎通支援用具のうち、点字に点訳された図書で、第 29 条第 3 項により給付の決定を受けた視覚障害者及び視覚障害児が主に使用するものを言う。

(給付対象者)

第 27 条 点字図書の給付の対象者は、区内に居住する視覚障害者及び視覚障害児とする。
(法第 19 条第 3 項の規定による障害者支援施設等に入所している特定施設入所障害者を含む。)

(給付対象点字図書)

第 28 条 給付対象の図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

(給付の限度)

第 29 条 点字図書の給付は、給付対象者 1 人につき、年度内 2 4 巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(点字図書給付対象出版施設)

第 30 条 点字出版施設は、別に定める点字図書給付対象出版施設（以下「出版施設」という。）とする。

(給付の額)

第 31 条 規則第 36 条第 1 項に規定する区長が別に定める額は、給付対象者が必要とする点字図書の購入に要する額とする。

(給付の申請等)

~~第 32 条 区長は、点字図書の給付を受けようとする視覚障害者又は視覚障害児の保護者の申出に基づき、当該申請者が給付対象者として適格であるか確認し、適格者と認めた場合は、点字図書給付台帳（第 11 号様式）（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ、実施するものとする。~~

2 申出者は、出版施設に電話等で、給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（第 12 号様式。以下「証明書」という。）の送付を依頼し、証明書を添えて区長に点字図書の給付を点字図書給付申請書（第 13 号様式）により申請するものとする。

3 区長は、申請者及び出版施設等の事項を審査し、点字図書の給付を行う旨の決定を行ったときは、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印のうえ、当該決定を受けた視覚障害者又は視覚障害児の保護者（以下「給付決定視覚障害者等」という。）に交付する。

4 区長は、点字図書の給付をしない旨の決定を行ったときは、当該申請者に点字図書給付申請却下通知書（第 14 号様式）を交付する。

(給付決定の辞退)

第 33 条 給付決定視覚障害者等は、前条第 3 項に基づく給付決定を辞退するときは、速やかに区長に対して、当該証明書を添えて、点字図書給付辞退届（第 15 号様式）により届け出るものとする。

(証明書の再交付)

第 34 条 給付決定視覚障害者等は、証明書を破り、汚し又は失った場合は、当該支給決定視覚障害者等が、区長に対して、点字図書証明書再交付申請書（第 16 号様式）により再交付の申請を行うものとする。

2 証明書を破り、汚した場合は、前項の申請書に、その証明書を添付しなければならない。

3 証明書の再交付を受けた後、失った証明書を発見したときは、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

(給付決定の取消し)

第 35 条 区長は、次に掲げる場合には、当該給付決定を取消することができる。

- (1) 給付決定に係る視覚障害者等が、点字図書の給付を受ける必要がなくなったと認めるとき、
- (2) 給付決定視覚障害者等が、点字図書の給付を受ける前に、区外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 第 32 条の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

2 区長は、前項の規定により給付決定の取消しを行った場合は、当該給付決定の取消しに係る給付決定視覚障害者等に点字図書給付決定取消通知書（第 17 号様式）を交付し、証明書の返還を求めるものとする。

（点字図書の給付）

第 36 条 前条第 3 項に基づき証明書の交付を受けた給付決定視覚障害者等は、当該証明書及び証明書に記載された自己負担額を添えて出版施設に申込み、点字図書の給付を受けるものとする。

（点字図書費の請求）

第 37 条 給付決定視覚障害者等に点字図書の給付を行った出版施設は、前条の証明書を添えて、当該証明者に記載された公費負担額を区長に請求するものとする。

（点字図書費の支給）

第 38 条 区長は、前条による請求があった場合は、給付台帳と確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（点字図書の管理）

第 39 条 給付を受けた給付決定視覚障害者等は、点字図書の使用には最善の注意を払い、維持管理しなければならない。

2 給付決定視覚障害者等が、営利の目的を持って、給付を受けた点字図書を譲渡した場合は、区長は当該給付に要した費用の全額を返還させることができる。

第 5 章 福祉電話の貸与

（福祉電話）

第 40 条 福祉電話は、第 3 条第 2 項第 4 号に規定される情報・意思伝達装置のうち、東日本電信電話株式会社が保有する電話回線を使用する固定電話で、第 42 条第 2 項により区長から貸与の決定を受けた障害者が使用するものをいう。

（貸与の対象者）

第 41 条 福祉電話の貸与の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 区内に居住する聴覚障害者又は外出困難な重度身体障害者で、現に居宅において障害者本人及び同居する者が電話（携帯電話を含む。）を保有していない者。
- (2) コミュニケーション、緊急連絡等の手段として区長が必要性を認めた者。
- (3) 障害者本人及び属する世帯の市区町村民税の所得割額が、非課税の世帯の者。

（貸与の申請等）

~~第 42 条 前条に該当する者で、福祉電話の貸与を受けようとするときは、区長に対して、給付・貸与申請書を提出するものとする。~~

2 区長は、前条の申請を審査し、福祉電話の貸与を行う旨の決定を行ったときは福祉電話貸与決定通知書（第 18 号様式）を、福祉電話の貸与を行わない旨の決定を行ったときは福祉電話貸与申請却下通知書（第 19 号様式）を当該申請者に交付する。

(貸与の契約)

第 43 条 前条第 2 項の規定より、福祉電話の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定障害者」という。）は、福祉電話使用貸借契約書（第 20 号様式）により、区長と契約を結ぶものとする。

2 貸与決定障害者は、福祉電話使用貸借契約書に記載されている事項を誠実に履行するものとする。

(費用の支払)

第 44 条 次に掲げる費用は、貸与決定障害者の負担とする。

(1) 例月の電話の使用に伴う回線使用料、通話料等の費用

(2) 第 46 条に基づく当該福祉電話の撤去に係る費用

2 次に掲げる費用は、区の負担とする。

(1) 第 42 条第 2 項に基づく福祉電話の架設に係る費用

(2) 貸与決定障害者が、区内に住居を移し、引き続き当該福祉電話の貸与を受ける場合における移設に係る費用

(2) 第 45 条に基づく当該福祉電話の撤去に係る費用

(福祉電話の返却)

第 45 条 貸与決定障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉電話返却届出書（第 21 号様式）を区長に提出し、貸与されている福祉電話を返却するものとする。

(1) 区外に住居を移した場合。

(2) 死亡した場合

(3) 福祉電話を必要としなくなった場合。

(貸与決定の取消し)

第 46 条 区長は、次に掲げる場合には、当該貸与決定を取消することができる。

(1) 第 42 条の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

(2) 第 43 条に基づく使用貸借契約に違反した場合。

2 区長は、前項の規定により貸与決定の取消しを行った場合は、当該貸与決定の取消しに係る貸与決定障害者に福祉電話貸与決定取消通知書（第 22 号様式）を交付し、福祉電話の返還を求めるものとする。

第 6 章 雑則

第 47 条 この要綱に定めるものの外、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 2 月 2 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行により、新宿区重度心身障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費給付等要綱（昭和 63 年 11 月 7 日 63 新厚原第 1823 号）及び新宿区点字図書給付事

業実施要綱（平成 4 年 3 月 26 日 3 新厚原第 5396 号）は、平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

附則（平成 19 年 7 月 6 日 新福障経第 609 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 9 月 21 日 新福障経第 1067 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 2 月 28 日 新福障経第 1927 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 11 月 25 日 新福障経第 1298 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日に遡って適用する。

附則（平成 24 年 2 月 27 日 新福障支第 784 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 27 日 新福障支第 855 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 29 日 新福障支第 880 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 31 日 新福障支第 651 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 2 日 新福障支第 499 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 12 月 17 日 27 新福障福第 1682 号福祉部長決定）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

様式

第 1 号様式～第 22 号様式（省略）